

第1回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録

平成19年6月29日(金)市庁舎5階キャンペラの間

出席委員 岡田充弘委員 中川伸二委員 野崎善男委員 間哲朗委員(委員長)

村田伊代子委員 安村美江委員 吉岡正志委員

欠席委員 東出和彦委員

事務局 保健福祉部長 上谷嘉澄 政策監 津山恭之 長寿社会室長 杉原好計

長寿福祉課長 南本利治 長寿福祉課長補佐 尾上雅規

長寿福祉課主任 木村康裕

長寿社会室長

それでは、ただいまから第1回の制度検討委員会に入らせていただきます。まず、事務局から当委員会の設置要綱について説明させていただき、その後委員長の選出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、後ほどご議論いただくこととなりますが、会議内容の記録に正確を期すため、磁気テープによる録音をさせていただきますのでご了承ください。それでは、長寿福祉課長から要綱の説明をいたします。

長寿福祉課長

失礼いたします。それでは私のほうから「奈良市老春手帳優遇制度検討委員会設置要綱」の説明をさせていただきますが、その前に本日お配りしております資料についてご確認をお願いいたします。

本日、資料としましては、次第と委員名簿と、封筒の中に資料1から11まで、サイズいろいろでございます、裏表になっているものもございますけれども、それぞれの資料の右肩に、資料1、資料2というような表示をしております。

それと今後のスケジュール(案)それから奈良市の財政状況という冊子を入れさせていただいております。もし、不足しているものがございましたらよろしくお願いします。

それでは要綱の説明をさせていただきます。

失礼して、座らせていただいて説明させていただきます。

資料1が、本委員会の設置要綱でございます。

まず目的でございますけども、第1条でございますように、老春手帳優遇措置事業、これは奈良市にお住まいの70歳以上の高齢者に対しまして、老春手帳をお渡ししまして、市内の文化施設、社寺等の施設に無料または割引料金で入場していただいたり、市内バスの優待乗車、市内公衆浴場の無料入場、市内映画館の無料入場ができる等の優遇措置を実施しているものでございますが、それらの優遇措置が広く市民の皆様から支持され、今後ますます進む超高齢社会にあっても継続して実施可能な制度となるよう、検討していただくために設置されたものでございます。

次に本委員会の所掌事務でございますが、そこでございますように、優遇措置事業の見直しに関することと、これに付随して必要となる事項に関することでございます。

次に、委員は8人以内で組織することになっております。本日は東出委員がご欠席でございますが、全員で8人の委員さんに就任していただいております。

次に、第4条でございます。

委員会は、委員の皆様のご互選で委員長を選んでいただくことになっております。また、委員長は職務代理者をあらかじめ決めておいていただくことにもなっております。

次に、会議でございます。委員会の会議は委員長が招集し、議長になります。そして定足数は委員の半数以上でございますので、本委員会は4ということになります。そして、出席委員の過半数で決定することになってございます。

次に、必要があるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができます。

次に、第7条でございますが、委員会は優遇措置事業の見直しに関する事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告していただくことになっております。

そして、委員会の庶務でございますけども、長寿福祉課で担当させていただきます。

最後に第9条でございますが、この要綱に定めるもののほかで委員会の運営等に関し必要な事項は、別に委員長が定めることになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

長寿社会室長

ただいま、課長のほうから要綱について説明しましたが、この要綱につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

別に無いようですので次に進ませていただいてよろしいでしょうか。それでは、次に委員長の

選出に移らせていただきます。委員長の選出でございますが、要綱第4条第1項で、委員長は委員の互選により定めることになっております。どなたか、ご推薦をいただけませんか。

委員

私は、間委員が奈良市の社会福祉審議会の高齢者の福祉専門分科会の会長もおつとめいただいておりますし、同時に今奈良市が進めておられます高齢者保健福祉計画と第3期の介護保険事業の計画推進の進捗管理も担当していただいておりますので、この会長も務めていただいております。高齢者の福祉に関しては幅広い識見を有しておられる方でございますので、当委員会の委員長にお願いしたいと思います。

長寿社会室長

ただいま、委員より、間委員を委員長にとのご意見をいただきましたがいかがでしょうか。

(異議なし、お願いしますの声)

長寿社会室長

ご異議がないようですので、本委員会の委員長は間委員にお願いいたします。

間委員は、委員長の席にお願いいたします。

(間委員、委員長席に移動)

長寿社会室長

それでは、間委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長

それでは僭越でございますが委員長就任にあたりまして、ひと言ごあいさつ申し上げます。

本委員会は、平成18年と19年に奈良市が提案をいたしました老春手帳優遇制度の見直し案が議会の同意を得られなかったことに対しまして、議会からの指摘を踏まえ、行政の考えだけでなく各方面から意見を求め、広く市民の理解が得られる制度を構築したいとの市長の考えから設置をされたものでございます。先ほどの市長のごあいさつの中で、るるご説明がございました。

老春手帳優遇制度の見直しについて、利用者だけでなく広く市民の皆様の理解が得られる制度を構築することは、非常に困難な、かつ市民からまた当事者から注目を浴びている仕事であると思います。

本委員会に課せられました使命は重大であります。委員の皆様とともにその職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様のご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

長寿社会室長

ありがとうございました。それではここからの会議は委員長に議事進行をお願いいたします。  
委員長、よろしく願いいたします。

委員長

それでは、まず委員長の職務代理者を決めさせていただきたいと思います。委員長が指名することになっておりますので、吉岡委員にお願いできたらと思いますが。

(吉岡委員同意)

委員長

次に、本委員会の議事録署名人ですが、これはお二人の委員にお願いしたいと思います。中川委員と村田委員、お願いできますでしょうか。

(中川委員・村田委員同意)

委員長

はい、よろしく願いします。

それから議事録であります、テープ起ししたものを、できる限り次の委員会で配付したいと思います。そして、訂正等がなければ私と議事録署名人が署名捺印したものを正副二部作成し、請求があったときは公開したいと思いますが、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

委員長

それではそのようにさせていただきます。

次に、本委員会の会議の公開についておはかりいたします。会議の公開につきましては、私の個人的な意見としましてはできるだけ公開することが望ましいと考えておりますが、委員の皆さん方が忌憚のないご意見を表明できるようにする必要があることや、会議室の広さの問題、あるいは議事録は情報公開の対象になること等を総合的に勘案しますと、マスコミ関係者の傍聴に限りて許可してはどうかと思いますが、いやそうではなしに市民一般の傍聴を認めたらどうかというようなご意見もあろうかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

先ほども随分テレビ局もまいりまして、注目を浴びている懸案でございますが。

委員

まあ、委員長ご発言のマスコミに限ってということでしょうか。

委員

場所の関係もあるんでしょうし、もうひとつは審議の過程のすべてをさらけださんとならんとは思いますけれども、公開することによって迷うようなこともあるかもわかりませんね。だから、今おっしゃるように、マスコミに代表して取材という形で公開したらどうでしょうか。

委員長

マスコミに限ってということではよろしゅうございますか。

(委員同意)

委員長

それでは、マスコミ関係者の傍聴に限って許可すると、ただ議事録につきましては情報公開ということで、インターネットを通じまして、いつでも市民の方にごらんいただけるように公開することといたしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、委員の皆様をお願いでございますが、議事録は公開を前提といたしますので、会議中個人のプライバシーに関することや、どこの誰がというような発言は、できるだけ差し控えるようお願い申し上げます。

次に、本委員会の運営に関しまして必要な事項を会議運営規程の形にまとめましたので、事務局にご説明をお願いします。

(奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議運営規程を委員に配付)

長寿福祉課長

よろしゅうございますでしょうか。そうしましたら、ただいまお配りさせていただきました奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議運営規程のご説明を申し上げます。

まず、目的でございますけれども、この規程は、当委員会設置要綱第1条の規定に基づき設置する委員会の会議(以下「会議」という。)の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

それから、議長等の責務でございます。第2条ですが、議長は、迅速かつ効率的に会議を運営するよう努めなければならない。第2項 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない、ということでございます。

それから会議の開閉でございます。会議の開会及び閉会は、議長が、つまり委員長でございますが、議長が宣言する。

2項でございます。委員は、議長の許可を得た後、発言していただきます。

それから会議の傍聴、これ、ただいま決めていただきました。議長は、報道を業とする者が会

議の傍聴を申し入れ、会議の運営に支障が生じる恐れがないと認めるときは、傍聴させることができる。傍聴の根拠規程でございます。

それから次に、職員の指示ということで、会議を傍聴するものは、すべて係員の指示に従わなければならない、とさせていただきます。

それから、会議録の調製でございます。第6条です。会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。第1号 開催の日時及び場所。第2号 出席者及び欠席者の氏名。第3号 会議事項及び議事の要旨。第4号 その他議長が必要と認めた事項になってございます。次に第2項ですが、前項の会議録には、会議資料、本日もお配りしておりますけれども、このような会議資料を添付するものとする。第3項 会議録は、正副2部を作成し、議長及び会議録署名人による署名・押印ののち、これを保管しておくものとする。

次に規律でございます。第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。第2項 会場において、資料、文書等を配布するときは、会議開始前までに議長の許可を得ていただきます。

それから、その他でございますけれども、第8条になります、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定めるということになってございます。

本日から施行という格好でございます。以上でございます。

委員長

それでは、ただいまの検討委員会の会議運営規程につきまして事務局からご説明いただきましたが、何かご質問はございますでしょうか、

特にございませんか。それではこのような規定に基づきまして進めさせていただくことにしたいと思います。

それでは、いよいよ本委員会の目的であります優遇制度の検討に入っていくわけですが、今日はお手元の次第にありますように、まず、この委員会の設置目的とも関係しますが老春手帳優遇制度の見直しをなぜ今しなければならないのか、その背景などを説明していただきます。

そして、この優遇制度の概要と経過ならびに制度見直し案について説明の後、中核市と県内各市の同じような制度について、説明を事務局にお願いします。そして最後にこの後のスケジュールと次回の日程を決めたいと考えております。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

長寿福祉課長

それでは、老春手帳優遇制度見直しの背景等につきまして説明させていただきます。お手元の資料を参照をお願いいたします。

まず資料2でございます。老春手帳優遇制度は、さきほど市長申し上げましたように昭和45年に始まりました。当時は85歳以上の高齢者が対象でございました。現在のように70歳以上となりましたのは、昭和49年でございます。その昭和49年、本市の人口は24万人余りでございまして、この年の老春手帳優遇制度に要する経費が予算計上されておりました一般会計、その下の段でございますけども、その歳出決算額は199億円で、そのうち優遇施策の決算額は約8700万円。占める割合、この数字は表には書いておりませんが0.44パーセントでございました。これが、一番右側になります平成17年度では0.65パーセントとなっております、対象者の増加によりまして一般会計決算額の増加を上回っておるというようなことになってございます。

この資料2では、昭和49年を100とする指数を記載しております。この表の括弧でくくった数字でございますけども、これが、一般会計決算額が平成17年度では556、つまり昭和49年度の5.56倍ということになっておりますけども、優遇施策については830、つまり8.3倍と一般会計決算額を上回る増加率ということで、その増加が著しいということがわかりいただけるものと思います。

なお、対象者の増加でございますけども、資料7をご覧くださいますと、横長の資料でございます、高齢者人口の推移と今後の推計というものでございますけども、この資料7をごらんいただきますとわかりますように、一番上の段の真ん中辺りに昭和49年の70歳以上の人口、これが1万200人と出ております。これが、下から2段目、ここに平成17年度の数字も出ておりますけども、4万8千人、4万8,348人ということで、4.7倍に増加している、市の人口は1.5倍ですけども、70歳以上の人口は4.7倍ということになっているということでございます。

この資料では、さきほどの資料2でございますけども、財政指数というのも合わせて表示しております。地方公共団体の財政状況を示す主な3つの要素として、経常収支比率、公債費比率、財政力指数がでございます。

経常収支比率と申しますのは、ここで説明しておりますように、使い道を制限されない地方公共団体の収入、例えば市民税等の市税、国から交付されます普通地方交付税、これらの収入が、人件費、公債費、扶助費など毎年経常的に支出される経費にどれくらい回ったかということをお知らせするものであり、この割合が高いと市の独自施策に使えるお金が少ない、つまり余裕がないと、こういうことになるわけでございます。

優遇施策の対象者が現行の70歳以上となりました昭和49年、この年にはこの経常収支比率が75.5でありましたものが、平成17年では93.8と殆どゆとりがない状態になってしまっていることがわかりいただけだと思います。

次に、公債費比率ですが一般財源つまり、市税ですとか、地方交付税等地方公共団体が自由に使えるお金のうち、どれくらいが借金返済に充てられているかということを示す数字でございます。これも、昭和49年の9.7に対して平成17年では15.5となっており、財政の硬直化が進んでおります。

最後に、財政力指数でございますけれども、これはその地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す数字でございます。この数字が1を超えますと国からの普通地方交付税が交付されません。すなわち、補助金などは別としまして、国からの支援なしに地方公共団体の経営が行えるということになるわけでございます。

この表にはございませんけれども、奈良市もかつては普通地方交付税の不交付団体でございました。今はたしか愛知県の豊田市などが不交付団体になっているものと思いますけれども、現在奈良市は昭和49年の水準になっているのかなというふうに思われます。

ただし対象者は先程申しましたとおり4.7倍に増加しているということでございます。

次に資料の3でございます。これは平成17年度に策定されました本市の第3次総合計画の後期5カ年計画によります財政見通しでございます。この表の下から3行目、歳入歳出差引という欄がございますけれども、ここに示されておりますように、この計画策定時のままの事業を進めると、今年度平成19年度は45億の収支不足、平成20年度はおよそ40億というように、毎年30億から50億円の収支不足を生じると試算されたものであり、各方面の制度の見直しの必要性を示す表でございます。

それから資料4でございますけれども、老春手帳の優遇制度の変遷を示す表でございます。

ここでお示しいたしますように、この制度は昭和45年に始まりまして、当時は85歳以上の方が対象で、バスは回数券をお渡ししておりました。

昭和46年には80歳以上、48年には75歳以上というように順次対象者を広げまして、昭和49年から現行の70歳以上となったものでございます。

このように、この制度は拡充を続けてまいりましたけれども、当時は高度経済成長の波に乗りまして、相次ぐ宅地開発による人口増もありまして、奈良市の財政も余裕があったということで、この制度を支えてまいりました。最近では人口の高齢化等もございまして、平成10年、11年こ

るにはバスの委託料は毎年 2,000 万円以上増えていくというふうな伸びを示すようになりました。

これらの結果、平成 14 年、当時としましては大きな決断でございましたが、バスの優待乗車については年間 2,000 円の利用料を徴収、公衆浴場、つまり銭湯でございますけどもこれについてはそれまで 1 か月 25 回分の無料入浴であったものを 15 回、映画は 1 か月 5 回までの無料入場であったものを 4 半期ごと、つまり 3 ヶ月ごとに 5 回までというように改めました。このときの改正内容が、現在まで継続しているわけでございます。

バス優待乗車につきましては、バス会社に委託料としまして乗車証の交付枚数に応じた金額を平成 14 年までは支払っておりましたけども、財政難ということもございまして、平成 14 年度からは支払に限度額を設けることとしたような経緯もございます。ただ全体の利用状況が、優待乗車証ということで、紙の乗車証でございますので、全体のご利用状況が明確でないという問題もございました。そこでバス会社が IC カードを導入したことを受けまして、平成 17 年の 12 月から 500 人のモニターによる実態調査を実施する一方、バスを利用される優遇措置の対象者の皆様にも運賃の半分を負担していただけないかという見直し案を、18 年 3 月に提案させていただきました。しかしながらこの提案は、それまで年間 2,000 円をお支払いいただければ自由に乗れるという制度であったものを、実際に乗車された運賃の半分を負担するということになりますので、急激な負担増ということで反発の声が寄せられたということもございまして、この 18 年 3 月の提案は見送りということになってございます。

そして、平成 19 年 3 月、今年 3 月でございますけども、IC カード化によりまして年間の利用上限額を 3 万円、その一方利用料も 2,000 円から 6,000 円に引上げる。ただ、低所得の方に配慮をしまして市民税が非課税の方は 2,000 円のまま据え置く、という提案をさせていただきました。この提案につきましても幅広く意見を聞いて、制度検討のための委員会等を設置してアンケートもとって、慎重に検討するというので今回も見送りになったというような経緯がございます。

次に資料の 5 でございますけども、これが現在の老春手帳優遇措置事業の実施要綱ということでございます。70 歳以上の方を対象に、第 4 条にございますように社寺その他の文化財の無料・割引拝観または無料・割引鑑賞、市内の博物館、美術館その他の文化施設への無料・割引入場、公衆浴場、映画館への無料入場、それから第 2 項でバスの優待乗車という制度を掲げてございます。

次に資料 6 ですけども、これは老春手帳の、実際 70 歳以上に毎月毎月なっていけますので、こういうふうにご案内をしているというところでございます。資料 6 の裏には優待乗車の区間を

記載してございます。

それから、資料7は先ほど説明させていただきました。次に資料8でございますけども、先ほど市長も申し上げておりましたが、去年老春手帳の優待乗車をご利用の方、これは毎年9月に新しいバス券、これは1年間10月から9月まで有効のバス券を発行しておりますけども、いっせいに引換の更新時期にあたります、これを例年は9月頃に行っておりますけども、この機会を利用してアンケートをとらせていただきました。そこでございますように、3万3,091件の方を対象にアンケートをお願いしました。回答者数は、1万8,185人、回答率54.95パーセントということでございます。このようなアンケートをとらせていただきました結果、バスの優待乗車についてでございますけども、1番ですが、一応現行制度継続という意見が圧倒的に多いわけでございますけども、それ以外の、廃止から限度額を設定して実施あるいは利用者の負担額を増加して現行制度を維持、何らかの負担増はやむをえないという意見も、54パーセントほどあったというような結果でございます。

2番の風呂券、これは入浴券ですけども、この入浴券については、銭湯そのものがだいぶ減っております。かつて20以上あったと思いますけども、だいぶ減っております、やはり利用できる地域が偏っているというようなご意見をお持ちの方が、38パーセントという数字でございました。それから映画券でございますけども、3番映画券につきましては、やはり映画というものは見に行く、近所があれば利用頻度は高いでしょうけども、見に行くものということもあるでしょうけども、一番多かった意見は、利用枚数を減らして実施されたらよいというご意見が33.8パーセントでございました。

参考までに回答者の年齢構成は、右下にございますように70歳から74歳の方が43パーセント弱ということでございまして、これが去年の9月に実施しました優遇制度のアンケートの集計結果、ただこれは70歳以上の対象者5万2,000人強でございますけども、そのうち3万3,000人の方に行った結果でございます。

それから、資料の9でございます。これは老春手帳バス優待乗車につきまして、現行制度つまり対象が70歳以上、市内全区間有効の優待乗車証を交付しまして利用料が2,000円、これが現在の制度でございますが、これを今後もこの制度を続けていった場合の所要経費を試算した表でございます。現行制度によります場合は、平成20年度は所要額6億900万円必要。これを利用者の方が年間一人2,000円の利用料をご負担していただきますのを合計いたしますと約6,800万円、残りが市の負担ということになりますので、5億4,100万円の負担が必要と。で、先ほど申し上

げておりますように、対象者の方はやはり年々増加いたします関係で所要額は上がってまいります。平成 21 年度では 6 億 2,700 万円、22 年度では 6 億 5,000 万、23 年度 6 億 7,800 万、24 年度 7 億 500 万でこのときの市の負担が 6 億 2,600 万ということで、5 年後には 8,000 万以上の負担増になってくる。ただしこの算定はあくまでも現行の委託料の月額で算定した場合ということでございますので、将来バスの運賃等が改定になりました場合には、このとおりには行かないというようなことにもなるのかなと考えております。

それから、2 番目ですけれども 2 番目は平成 18 年 3 月に提案させていただいた利用者運賃半額負担の場合の試算でございます。この制度は、対象は 70 歳以上で乗車証は IC カードにしまして、利用者はバス利用のつど所定運賃の半額を支払うという制度でございます。市内区間のみ適用になりまして、利用料は現在 2,000 円をいただいておりますけれども、制度の利用料を廃止する。で、利用者が実際乗車された運賃の半分を負担されますので、残りを市とバス会社とで折半するというのが当時の提案でございました。これをちなみに平成 20 年度以降あてはめると、そこでございますように 20 年度の所要額は 6 億 6,500 万、このうち利用者が 1 億 8,100 万、これはいずれも 10 月実施を想定しております、9 月までは現行制度のままでいくという前提になっておりますので、20 年度は過渡期でございまして、20 年度を通してみますと半額負担になっておりません。で、市の負担は 3 億 9,300 万円、バス会社が 9,100 万円という試算になっております。21 年度からは平年度化しまして、所要額は 7 億 4,100 万円、そのうち利用者が 3 億 7,100 万円、市とバス会社が残りの半分ということで、1 億 8,500 万ずつというような試算の結果になってございます。これの問題点としましては、やはり運賃の高い区間の利用者はそれだけ負担も増えるということで、それらの方の負担が大きいというのが問題点として考えられると思います。

次に 3 番目でございます。これは、今年の 3 月に提案させていただきました、乗車のつどに半額負担というのではなしに、負担はないけれども 3 万円という年間の利用額に上限を設けた場合という提案です。これも IC カードにしまして 1 年間の利用額に 3 万円という制限を設ける、この場合は市外も利用可能とする、制度利用料は現行 2,000 円でございますけれども、市民税が課税されている方は 6,000 円のご負担をいただく、非課税の方は現行どおり 2,000 円、生活保護受給者は無料ということでございます。この場合の所要運賃総額の負担割合は、市が 6 割バス会社が 4 割、つまり 4 割引の値段で制度を運営していこうというものでございまして、この場合の試算ですけれども、平成 20 年度、これも同じように 10 月実施でございますので、20 年度は現行制度の期間が入っておりますけれども所要額は 6 億 3,000 万、このうち利用者が 1 億 2,900 万円、これは利

用料の形で利用者が負担されるもので、それから市の負担が3億7,000万、バス会社は1億3,100万円の試算でございます。同じように、21年度からは平年度化しまして所要額は6億7,000万に増加しますが、利用者の負担は1億3,400万、市とバス会社の負担は2億6,800万と同額になっております。これはぱっと見たときには5割ずつの負担に見えますが、利用者負担の1億3,400万円が市のほうに入りますので、これを差し引いたものを実際の市の負担としております。つまり、市と利用者とで、1億3,400万円と2億6,800万円の合計で4億200万円だと思えますけども、これが全体の所要額の6割という計算になってございます。利用者の方に負担していただいている関係で、見かけ上、この表の中では市の負担とバス会社の負担が拮抗しているということでございます。

この問題点でございますが、一律の上限額設定ということで、地域によって利用できる回数に開きができるというようなことで不公平感があるということと、市民税の課税・非課税によって差ができますので、利用者からの反発も予想されるというようなことが、考えられる問題点でございます。

次に資料10でございますが、これはお風呂の入浴券と映画館の入場券、これ一番上が現行制度で推移した場合にどうなるかということで、左側の表が入浴券の場合ということで、平成15年度から18年度は実績ということでございます。これを平均しまして、4年間の利用枚数を4年間の対象者数で割ったものをそれぞれの、19年度以降の対象者に掛けたものが利用枚数見込ということでございまして、平成24年度には利用枚数が92万7,609枚、費用は2億7,590万にのぼるであろうと思われまます。

それを、バスと同様でございますが平成18年3月に提案させていただきました、1回の入浴につきまして一般の公衆浴場は100円、共同浴場は50円を負担していただくとどうなるかという試算でございます。たとえば上の平成20年度の入浴券の欄で2億3,900万必要であったものが、ご負担いただくことによって2億169万というふうに、市の負担が下がっていくというような試算でございます。それから3番は平成19年、今年の3月に提案させていただいた内容ですが、一般の浴場、共同浴場にかかわりなく1回100円のご負担をいただいた場合の試算ということで、ちなみに平成20年度は、平成18年3月提案の場合は2億169万4千円余りでございますが、それが1億9,889万5千ということで市の負担が下がるというような試算の表でございます。

次に右側が映画の入場券の見直しということで、現行制度で行きますとこれも同様に、4年間平均のご利用枚数を今後の対象者の見込みに掛けたという数字でございますが、平成24年度には

7,500万円余りの費用が必要になってまいります。平成18年度実績、これは決算認定されておられませんので見込みでございますけれども、6,600万円余りのものが7,500万円ということで、次第に増加するであろうという試算の表でございます。これも同様に平成18年3月に提案をさせていただきました、1回につき500円の負担をいただいたら、このように平成20年度は4,300万という市の負担になる、上の表にございますように同じ平成20年度で6,500万必要であるという試算が4,300万で済むというような表でございます。その下の3番目ですけども、これは今年の3月に提案させていただいた案でございます、1回について500円の負担は同様ですけども、年間の交付枚数を12枚、1ヶ月に1枚に見直した場合の試算でございます。年間20枚の映画券をもらわれたら皆さんそれを全部使うという方は比較的少ないということで、年間20枚を12枚にさせていただいてもそれほど効果は無いというふうに見られております。以上が資料10の説明でございます。

それから、最後に資料11でございます。これは、奈良市は人口30万人以上ということで、平成14年4月から中核市になってございますが、全国の中核市で似たような制度がございますが、その調査しました一覧表でございます。中核市と県下の高齢者優遇施策一覧表となっております。簡単に説明をさせていただきます。

まず、旭川市でございますけれども1回100円のバスカードを交付している、ただ2,000円の利用料が必要で、バス路線のない地域のみ6,000円以内のJR乗車券を交付しておられる。お風呂については、65歳以上の方で毎月26日に100円で開放というような制度があります。

次、函館ですけども、函館は市内在住の70歳以上、全国的に見まして70歳以上を対象としている市が多いということでございますが、70歳以上で函館市は乗車料金の半額負担という利用証を交付しています。お風呂につきましては基本的にはないということです。

青森市の場合は、これも70歳以上で、課税者は1,000円、非課税者は無料で、市内の市営バスが無料で乗れる。奈良市は2,000円の利用料ですが青森市の場合は1,000円。ただし10月から制度変更を予定しておられるということでございます。

秋田市は、これも70歳以上で高齢者専用回数券を購入するときに助成をしている。1冊1,000円の回数券が600円で買える、ただし制限がありまして7冊までという制度になっているようです。お風呂については市内の公衆浴場、3か所だそうですけども第2土曜日に無料で入れる、これは65歳以上ということになっているようです。

郡山市といわき市はこのような制度はないと。ただ郡山市は、お風呂について介護認定を受け

ていない70歳以上の方が対象ですけれども、1回500円の利用券を70歳から74歳は年間8枚、75歳以上は年間12枚を交付しているという制度のようでございます。

宇都宮市、これは75歳以上ということでございますけれども、4,000円のバスカード、奈良交通でもバスカードは5,000円で5,500円分乗れる、ひまわりは3,000円で3,600円分乗れるというような制度になっていたと思いますけれども、このようなバスカードを1,000円で購入できる助成券を、年1回交付しているというような制度であるようです。

それから川越市でございますけれども、ここは70歳以上で市内循環バスの無料乗車証を交付している、循環バスに限っているようでございますけれども、これの無料乗車証を交付している。ただし、19年度から対象者を80歳以上として、70歳から80歳までの場合は1乗車につき100円負担というような制度に見直されるということでございます。お風呂については65歳以上の方を対象に、300円の補助券を12枚交付という制度がございます。

それから船橋市ですけれども、ここはバスではなしにタクシーの利用助成をしているということのようでございます。

それから横須賀市、これは60歳以上ということで、ただここは市内にバスを走らせまして10コースに分けて運行している。午前午後の各2回運行のバスに無料で乗れるという、ちょっと特殊な制度です。お風呂については、65歳以上でひとり暮らしの方について月5枚。

相模原市はそのような制度はなしということで、富山市は65歳以上ということで、中心市街地の指定されたバス停と市内各地のバス停で乗降する場合に、1乗車100円で乗車できる定期券を500円で交付しているということでございます。お風呂については70歳以上の方で月2枚、ただし自己負担が1回100円必要というような制度でございます。

金沢市については、これは60歳以上で老人福祉センター等の公共施設利用者に対し帰りのバス乗車券を渡しているということです。お風呂については、65歳以上で年間22枚、ここも1回100円の自己負担が必要ということです。

長野市でございますけれども、70歳以上の方に対して1回100円で乗車できる乗車証を交付している、お風呂については、これは60歳以上ですけれども、月2回ここも自己負担が必要です。

それから、岐阜市でございますけれども、70歳以上で、ここは年間4,800円分のバスカードを交付している。お風呂については70歳以上の方を対象に月1枚、ここは自己負担はないということでございます。

また、豊橋市、これは70歳以上でバス電車共通の回数券を1,600円分交付している、タクシー

は 500 円を 5 枚、タクシーの場合は 80 歳以上ということですが、交付している。

それから岡崎市ですが、70 歳以上の方を対象にバスカードを発行しており、終日券は 3,350 円分、これは奈良交通のひまわりと同じようなことだと思いますけども、昼間の券は 3,950 円分を発行している。お風呂については、70 歳以上の方を対象に老人福祉センター入浴施設利用券 100 円の 30 枚、これはバスと選択で交付しているというような制度です。

それから、次に行きますけども、豊田市、これはバスはないようです。タクシーが対象になっております。介護認定を受けている 65 歳以上で、単身世帯または世帯構成者が次の 1 から 3 ということで、介護認定を受けている者、障害者タクシー料金の助成対象者、満 18 歳未満、これらである世帯ということです。これらについて、対象者ひとりについて、料金の半額を助成するタクシー助成券を年間 16,000 円分交付しているということでございます。

それから高槻市、これは 70 歳以上の方を対象に市営バスの全路線無料乗車証を交付している。お風呂については 65 歳以上で、毎月 15 日に市内 11 ヶ所の公衆浴場を無料開放している。

東大阪市は交通の施策はありませんが、毎月 15 日に、ここは割引料金で利用できる入浴券を 12 枚交付している。

次、和歌山市ですが、市内在住の 70 歳以上、市内を運行する路線バスを 1 乗車 100 円、ワンコインで乗車できるバスカードを交付している。お風呂については、月 4 回利用できる回数券を交付している、ただし、1 回 100 円の負担が必要ということです。

それから、姫路市ですけども、姫路市の場合は 75 歳以上ということで、市営と民間の市内全路線の無料乗車ができる乗車証と JR または民営電車、これは山陽電車だと思いますが、5,000 円分のカードを半年に 1 回、年間で 1 万円分のいずれか、バスか電車のいずれかを選択してもらうというような制度になっているようです。

岡山市は交通助成についてはありません。お風呂については、生計の中心となる者が所得税を課されていない世帯の 65 歳以上の方で、なおかつ自宅に入浴設備の無い人ということで、月 6 枚の入浴券を交付しているということでございます。

それから倉敷ですけども、ここは合併によるものだと思いますけども、船穂町の区域に在住の 65 歳以上の方、これはおそらく従前からこういう制度があって、それを引き続きやっているということだと思いますが、社会福祉協議会が行う 1 乗車につき 100 円または、乗車料金から 100 円を控除する割引利用チケットの交付事業を助成している、市から言うと、ということでございます。

それから、福山ですけども、ここは75歳以上で、市内のバス・タクシー等に利用できる共通乗車券3,000円分を交付している。

下関市ですが、ここは70歳以上、市内の路線バス・市営の渡船ですね、渡し船を1乗車100円で利用できる利用助成証を交付している、ただし利用期間は9月15日から11月14日までの2ヶ月間のみ。お風呂については月2回、1回100円に入れるということでございます。

高松市はタクシーの助成がある。ただし市内在宅で、施設入所はだめということだと思いますが、在宅で介護認定を受けており、市民税が非課税で障害者福祉タクシー助成を受けていない65歳以上の方がというのが対象で、1枚あたり法人タクシー550円、個人タクシー540円の助成券15枚を交付しているということです。お風呂については、65歳以上で年間12枚を交付している、この場合は自己負担はないということです。

高知市は制度がありません。

松山市は、お風呂について65歳以上の方については月2回、ただし利用者は半額負担が必要ということです。

それから、九州に行きまして長崎市、市内在住の70歳から80歳の方を対象に、バス・電車共通券は100円券を55枚、これはいずれかを選択ということですけども、タクシー船舶券は200円券を25枚、船舶は420円券を12枚、640円の場合は8枚、このうちのいずれか1種類を選択してもらおうということです。それからお風呂の入浴については70歳以上が対象で、毎月25日、12時から16時までの間無料で入れるということです。

それから熊本市ですけども、ここは市内在住の70歳以上の方、市内の市営ならびに民営のバス・電車を5,000円分利用できるカードを1,000円で販売している、つまり4,000円が市の負担になっているものと思います。

それと大分市ですけども、市内に1ヶ月以上住んでおられる70歳以上の方に、1乗車100円から300円で利用できるワンコインバス乗車証を交付しているということです。お風呂については、老人週間に市内公衆浴場及び別府市営温泉で使用できる、無料・割引入浴券を2枚交付しているということでございます。

それから、宮崎市でございますが、対象は3ヶ月以上引き続いて住んでおられる65歳から69歳の方、これらの方についてはバス会社の販売する悠々パスというのがございますけども、これは15,000円だそうです、これを購入時に2,500円分助成するというので、15,000円のパスが12,500円で買えるということです。それから3ヶ月以上住んでいる70歳以上の方、この方に

については県内の全路線が 100 円で乗れるパス券を交付している。これは IC カードのようすけどもこれを交付している。

それから鹿児島市ですが、市内の 70 歳以上の方、市営バス・民営バス、電車、フェリー、それを 3 分の 1 の料金で利用できる敬老パスを交付している。お風呂については 70 歳以上で、年間 30 回、協定料金の 3 分の 1、100 円で利用できる制度があるということでございます。

それから最後に、県下 9 市ですけども同じような制度ということで、大和高田市がコミュニティバスについて無料乗車できる、郡山市については 70 歳以上の方にバスカードまたは J スルーカードですけども、3,000 円相当分のいずれかを交付している。それから生駒市がバス・電車・タクシーです、70 歳以上の方に対してスロット KANSAI、奈良交通バスのバスカード、ひまわりカード、タクシー券各 5,000 円券、ふれあいセンタープール券を組み合わせ、年間 15,000 円分を交付しているというのが生駒市です。

以上、本日配付させていただきました資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局のほうから財政的な背景なり、財政見通しあるいは経過などをご説明いただいたわけでございますけれど、何か皆さん方のほうでご質問なりご意見、あるいはお考えになっておられます案とかがございましたら、お出しいただければと思います。

委員

ひとつ事務局に質問なんですけど、今、各中核市それから奈良県の市についてのバスと入浴券の調査について説明ありましたんですけども、映画の券はもうどこもなかったんでしょうか、それとも最初からはずされたのでしょうか。

長寿福祉課長

映画を優遇施策の対象として実施している市はないということでございます。

委員

ちょっと質問ですけど、非課税の方の収入というのは年間いくらやったら非課税になるんでしょうか。

長寿福祉課長

市民税でしたら、均等割りの非課税というのがございまして、それがたしか所得で 30 万、記憶

確かでないんですけども 30 万程度やったと思います。で、これは所得ですので、年間の、たとえば年金の場合、年間の収入で 150 万、ただ一人当たりの一番最後の非課税にするしないというのがありまして、それがたしか 150 万くらいだったと思います。で、それを超えてくると課税になってくる、おひとりの場合ですよ、ひとり世帯の場合、その程度ということになっていると思います。ただ、世帯の人数によって変わりますので。次回算定したものを。

委員

ちょっと、ここで非課税の方と課税されている方の料金のあれが違ってきているようなので、どれぐらいでどうなるのかなと思いましたので。それともうひとつ、生活保護世帯の方ですね、これも無料になっていますよね、その方たちも人数、家族構成によって違うと思うんですけど、どれぐらいの平均の収入があるのでしょうか。

保健福祉部長

生活保護の場合は、最低賃金とか一応基準がありまして年齢によって等ありますので、いまおっしゃっておられるのは非課税と…。

委員

そう、それと生活保護世帯の方も無料ですよ。だから、その方たちの年間の平均の世帯というものをモデルで…。

保健福祉部長

たとえば 4 人家族でとか、この場合はこういうという…。

委員

平均で結構ですので、そういうものを教えていただけたら。

委員長

他にいかがでしょうか。この制度は、発足当初は社会福祉協議会に委託しておったんですか。

長寿福祉課長

はい、そうでございます。昭和…。

委員長

昭和 50 年に委託をやめたと。

委員

もうひとつ、よろしいですか。なにかまるでわかっていないことをお尋ねするんですけど。今まで、バス乗車券が出ますよね。で、いただかれた方がこの IC カードになるまでは、どれだ

け使っているというのはわからなかったわけですか。

長寿福祉課長

期間を限りまして、バス会社のほうでも調査を、実際どれだけ利用されているという調査を、数日間係員が乗りまして調査をする程度しかわからなかった。

委員

すると、その負担金というのは。あの、取りに来られますよね老春手帳でバスの乗車券を。いただかれた分を全部、市はお金を出すわけですか、どういうふうな。使った分だけ出すのか、乗車券を発行した分を全部市はお金を出してはるのか、そこらへんがどうなっているのか。

長寿福祉課長

今お一人当たり 1,480 円で、これは 1 ヶ月ですがこれに交付枚数、何枚発行したかを掛けまして、基本的にはその 12 か月分が 1 年間の委託料です。で、この 1,480 円という金額が妥当であるのかどうかという部分が、今まで明確でない、つまり一人の方が 1,480 円分乗っているのか、それ以上乗っているのか足りないのか、そこがわからないというような問題点がございましたので、これを 10 月から IC カード化をやりますと全部運賃がわかる。今はまだそれがわからないということで…。

委員

無駄な出費もあるかもしれませんね、使ってなかったら。

委員

だから、5 万人に渡して最低利用者、最高そのばらつきとかね、平均的にどのくらいとかの実態は調査された時点しかわからないということ。実態はわからないということですね。お金的には今おっしゃったように 1,480 円の 12 ヶ月の 5 万人ということですね。

長寿福祉課長

対象者は 5 万人おられますけども、交付枚数は 3 万 2 千枚程度です。

あと、市の財政状況が逼迫しているということもありましたので、バス会社と契約しまして一定額以上は勘弁願いたいというようなこともやった経緯もございますが、基本的には交付枚数掛ける単価掛ける月数というのが考え方の基本ということです。

委員

そしたら、奈良交通さんですね大体バス会社さん、バス会社さんは一定限度額を決めたときは、損してはったこともあるかもしれないけれど、普通バスというと私たち市民が思いますのは、出

てますよね。で、10人乗っても30人乗ってもバスの運行の費用は変わらないというか。ですよ、ね、10人やからガソリン代が安くなるということはないですよ。だから、随分奈良交通さんもこのことで収益を上げておられるような気がするんですね。私ども勝手に、どうなのかわかりませんが、だからそこらへんも公営バスのような感じで走っているバス会社さんのほうにも、全部市が負担する、個人の負担もこれからあるかもしれないけど、バス会社さんのほうもね、そういう考え方って変ですかね。このバス優遇の人のためだけに運行してはるんやったら別なんですけど、時間帯が決まっていますよね、お昼の時間、まあ1時間に1本のときも30分に1本のときも、その路線によって違うかもしれませんが、そのときに乗られる人数にはまあ言えば、あまり関係がないというか、走っているバスに高齢者の方を乗せていただくというのか、そういうこともまた何かできないのかなとまったくの素人でわかりませんが、何かちょっとそんなふうにも、説明聞かせてもらって思ったんですけど。

#### 委員

よろしいですか、もうひとつ事務局にお聞きしたいんですけども、今奈良交通が奈良市内の場合は民営バスで走っていますよね。過疎地に対する、便数を減らしたり何かするそういう申し出があったりしたときに、補助的に財政から補填しているような奈良市の場合はないんですか。県下の市町村で過疎地に行きますと、バス会社に補助というんですか、出しているところもあるかのように聞いているんですが、奈良市の場合はないんですか。

#### 政策監

過疎としてのあれはないです。ただ、合併で都祁さんと月ヶ瀬さんがなりましたので、特別に便を走らせていただいていますので、それに対しての委託という経費は出しております。それから東部地域だけは通学の関係もありますので、その関係でのバスを増便していただくということでの費用負担はしています。結局今おっしゃるようにバスの委託料が当初予算で4億、5億という数字になっています。で、おっしゃるように乗らなくてもバスは動いているでしょうという話しはあるんです。ただ、それがあから走っているんですよと、それがなかったらいまおっしゃるように便をなくしますという傾向があるんです、南へ行ったりしますと。そういう傾向がありますので、今はそれがあから走らせているんだという論理はたぶんあるんだと思います。

#### 委員

そしたら、そういうのは利用者さんの人数とか実態とかがきっちりわかってこないと、便数も減らしてどうなっていくのかわからないと。

政策監

そういう話し合いができないと。

委員

そしたら、映画はわかるんですか。

長寿福祉課長

映画は、券を発行しまして映画館で回収しますので、それで枚数がわかってきます。

委員

それ、今までわからなかったというのが不思議です。その実態ね、どれだけ利用があって。お金を出しているのに、どれだけ使ってたかわからないというのが。一家の主婦やったら1か月の収支で出しているけど、どれだけ使っているか、そこらへんをこれから。

長寿福祉課長

市はですね、アンケートを、数は限られていますけれど、2,000人から3,000人の方にアンケートを出すわけです、どのくらい使ってますかという。それに基づいて、利用状況を把握していたという格好ですね。バス会社はやはりたくさん使っているといえますし、市はいやそんなに使っていないでしょうということになるわけですけども、一応、市は市としてアンケートで利用状況は調べておりました。

委員

あと、この5万人、5万2,000人くらいで3万2,000枚ということは、あと2万人くらいの方は、病気で療養の方とか高齢で利用しないとか、そういう方ということですか。

長寿福祉課長

この老春手帳の制度は70歳以上ということですけども、バスの優待乗車につきましては障がい者のほうにも同じような制度がございます。これは、障がい者の方は利用料は要りませんが、老春手帳の制度は70歳以上で障がいをお持ちの方は、障がいの制度を利用していただきますので、それらの方が2万人のうち5千人程度おられます。

委員

もうひとつよろしいですか。お聞きしたいのは、高齢者の優遇制度の中に社寺の拝観とか美術館・博物館の入場が無料というのがありますね、これは、市は何ぼか補てんしているわけですか。

長寿福祉課長

これは、基本的に補てんはしておりません。すべて、協力していただいております。

委員長

この、平成 19 年 3 月提案の際に年間の利用上限額を 3 万円としたというのは、これはアンケート調査が何かで把握していた数字に基づいてということですか。

長寿福祉課長

平成 17 年の 12 月からモニター調査をしました。それは、1,000 人の方を無作為で抽出しまして、モニターしていただけませんかという依頼を出しまして、596 人からオーケーをもらいまして、そのうち 500 人の方に対して IC カードをお渡しして、使っていただいて、実態を調べた経緯がございます。その調査によりますと、年間に直して 20 万以上使うという方もいれば 1 万ぐらいいし使わないというような方もいました。で、大体 3 万程度使われる方が 40 パーセントくらいおられました。それで、市としてどこまで負担すべきか、たとえば年間 20 万円を使っている人の分についても市が全部負担するのか、というような議論もございまして、3 万円程度という線が出てきたわけでございます。これで、4 割ちょっとと思いますが、これらの方が 3 万円までということでもございました。そのへんで、3 万上限というものを設定したという経緯がございます。

委員長

そのほかいかがでしょうか。

委員

私もこの老春手帳については中身を良く理解をしておりますが、70 歳以上ということになっておりますが、私も現役代表となっているんですが、今私が思うに 70 歳以上でも格差があると思うんですね。収入の少ない方と多い方の格差が、ほんとにこの最近特に多いかなという思いがします。その格差のふりを非課税・課税という形でされているんじゃないかと、これをもう少し極端にするとか、それとか住んでいるところで地域別にするとかいうところで、私たちも正直世代的に、特に今なんかは中小企業的には非常に厳しい時代で、生活も正直私たちの世代、30、40 というのも、本当に厳しい世代の中で税金を払わせていただく中で、できるだけそれを有効に使っていただけたらなというふうには思うんですけど。

ですから、一律というようなところが一番しやすいとは思うんですけど、年齢的に。こういうふうなところをもう少し調べていただいてということができるとなればどうかなというふうには。たとえば、一人の方が使われている頻度が大きく違うと、そして使われている方が本当に有効に使っていただいているのかどうなのかということも思いますし、本当に私も今、見させてもらって感じたことを話させてもらいました。

#### 委員

私、遠隔地の代表ということで来させていただきました。奈良市に合併なってまだ日が浅いわけでございますけども、私ももうじき 70 なんですけど、山間地域へバスの補助金を出していただいて、路線開通しているわけですけども、回数が少ないとか高齢者がなかなか利用しにくい部分があると思うんです。特に病院へ通院したりとかそうすると待ち時間とかあって、バスの時間とセットできない部分があると思います。だから、あまりバスにこだわらずにもっと金銭的なね、財政的な援助というかそんなののほうが私としては効率が高いのではないかなという感じを持っています。特に利用しやすい、この間もバスの時刻表手元ににいただいて配布したばかりですけども、なかなか現実には利用者が少ない。せっかく配慮していただきながら、利用度が非常に低いんじゃないかなあと見ているんですけども、そうであるならもう少し現実的な援助の仕方というのを考えていただいたら、非常に幸せではないかなという気持ちです。

#### 委員長

さきほどからご意見がでております一律の把握ではなしに地区別にするとか収入を考慮するか、使っている人が有効に使われているかどうかといったようなこと、あるいは今のご意見の、現実的な援助の方法が考えられないかというような課題ですね。

#### 委員

今、ご意見が出たんですが、私のほうも福祉の代表ということで来させていただいている立場から申しますと、やっぱり福祉というものは一度膨らんだものを元通りに戻すというのはなかなか大変な仕事なんですね。これはもう十分良くわかるんですけど、じゃこれで今日こうして皆さんに今事務局のほうから提案がありましたんですけども、将来市がどういう方向で進みたいんだという、その何かたたき台になるようなものをですね、事務局でもう少し精査して詰めていただいて提案をいただいて、それを検討するほうがより内容を実質的に討議できるのではないかなというふうに考えますんですけども。このへんのところ事務局どうでしょう、2、3案を作っていたら、それをここにお出しいただいて、それを皆さんご討議いただくと。

#### 委員

私もね、方向感もちょっとわからんままね、老人優遇制度、その説明をしなくちゃならないということもあるでしょうけども、ほかをいろいろ財政力とか経緯とか福祉に対する力の入れ方とかねそういうその、市のスタンスとか考え方、将来どうしたいんやということですいぶん変わりますよ。この委員会はそういうことも検討するということなのか、どういうことを期待されている

のかちょっとぼやけている気がするんですけども、それぞれ思いはありますけどね、思いはありますけども方向感がちょっと良くわからないんで、どうしたらよいものかなと。委員の補足して申し上げてるんですけども。

保健福祉部長

よろしいですか。市長冒頭でごあいさつ申し上げたように、まったくなくすということではなく何とか維持したい。なかで、その背景にはやっぱり財政力もありますし、市民のニーズ、当事者のニーズもございますので、そのへん何とかそのへんで安定的に、市長が言われたように何らかの形で残したい意向はありますけども、そのへんでより多くの方に賛同いただけるような制度を作りたい、少なくとも制度そのものをなくそうという気はございません。そのへんが言葉で言うとなかなか難しいところがあるんですけども。

委員

今、委員言われたように、まずは方向性示されたところを討議するんやったら、市民の代表でなくてもね。やっぱり市の方針は今言われた、継続してしていくために市民としてどこまでやったら納得できてっていうかね、そういう方向でどうしたらこれを継続できるか、私も地域のお年寄りの方のいろんな方ともありますけども、やっぱり健康増進のためにもこの無料バスがあるからね、皆さんで老人会の方が奈良まで行かれたりとか、いろんな面でプラスになっているんです。だから、今言われたように高齢の方でもたくさん所得のある方もおられますよね、若い世代でも一生懸命働いても年収 300 万円ぐらいで子育てしている人も、私も現役でいうかね、あれやからいろんな世代ありますけど、だからそういうバランスをね高齢者やから全部無料でいいのかっていうこともないと思うんです。だからそういうところもやっぱり本当は収入に応じて、ただ課税しているとか非課税だけの問題じゃなくてね。バスに乗らずに自家用車で毎日生活されている人もありますし、高齢者の方で。だからそういう面でいろんな市民の方の意見をとにかく出し合って、その中で継続するためにどうしていったらいいのかなという、まず市からのそういう提案があったらそれに基づいてしか行かないと思うんですね。だから、そういうのは今ないほうが私なんかは意見を言わせていただけるといって、そんな思いがあるんですけど。

委員

私のほうは、バスの便利も大変良くて、今は 2,000 円の負担になっているけれども、単純に 5,000 円になっても、もらいたいという意見の人が大変多いです。乗りやすいという。

委員長

地域格差があるということですね、交通不便なところと。

委員

委員さんところの遠隔地ですか、高いですよバス代が、本当に。これが、無料で乗れる人は別ですけど。それから、今さっきいわれたコミュニティバスといったら大きいバスでなくてね、病院に行く時間帯に合わせての、そこだけのマイクロバスが運行できるとかそういう方法というか、何か違う、現行のままじゃなくて時間帯も、違うと思うんです。私もわりと学園前ですので、バスわりとね、すごく便利なんですけどね。そういう本当に意向に沿った、現実に、必要に沿ったような形もこれからは必要なのと違うのかなと思いますね。

委員

それと、よろしいですか、この老春手帳の意図するところというのが、最初は80歳以上ですか、そこから発足したという、もう所得は関係なく年齢に対して、高齢者に対する福祉という考え方で捉えたらいいわけでしょうか。低所得者を対象に、じゃなくて。

保健福祉部長

もともとは高齢者福祉ということでスタートしているんですけど、長いうちに変わりますから、その中で所得に応じたという今は制度です。ただ、2,000円いただくようになったのは、財政問題もありますし、そういうことで一部負担金いただくという形になって。そして今回見送りになりましたけれども、提案させていただいたのは、その中でも先ほどお話にあったように格差というんですか、所得に応じたきめ細かな対応が必要であるということで、きざみが大きい小さいということはあるんでしょうが、とりあえずああいいう非課税とそうでない方というふうなスタンスになっているのが実態なんです。

政策監

それと、福祉という言葉のイメージなんですけどね、今は高齢者福祉というあれなんですけど、要はこの制度の根幹は生きがい対策という言い方なんです。だから所得どうのこうのよりも、要は皆さんが使える、使えるようにしようというのが根本にあるような形です。ただ、今ありましたように行財政改革になってきたら、そういう視点だけじゃない、やっぱりそれ相応の負担もお願いしたいというのがどうしてもあります。たとえば、いろんな制度の変遷が入ってきてますけども。

委員

もともとは、平たく言えば内ごもりしている人を、できるだけ出してもらって社会参加とか、そ

れがまた健康増進につながるという制度なんですね。その基本的なところは忘れては絶対あかんと思うんですよ。その上でどうするかということを考えていくべきなんですけど、難しいですな、合意を得るのは難しい。個人、個人の意見はいろいろありますけどね。年齢差と地域差といろいろあるからね、健康とかもね。

委員

これだけ広くなりましたらね。全市同じ考え方でいくというのはね、なかなか。

保健福祉部長

先生言われるのは、不公平感というのは出てくると思うんですけど。先ほどの地域間ありますし。

委員

そうでしょうね。一番僕は、理解を得るのにはすべてのことに、これはなんでもそうですけども、すべてが公平でなければいかんと思うんですね。特定の人だけに偏ったものではないかと、そういう立場から見ないといけない問題だと思いますね。

保健福祉部長

そのへんの不公平感ということで、考え方なんですけども。これは、まあたとえば、地域性加味せずに一人の方に、たとえば1万円もれなく1万円渡すのが公平なのか、よって立つところによつて若干違つと。

政策監

もともと私聞いておりますのは、85歳の制度でも、もともと近鉄奈良駅から老春の家のバスのようなんですね、スタートは。それがどんどんどんどん拡大していくと、そのときに景気が良くなっていきましたから、だからいろんなことでも耐えられたというね、いろんな財政的な側面も。で、やるに越したことはないですから、当然制度は、どんどん広げるのは当然受け入れられますので。ところが、さきほども委員おっしゃったように気がついたときには、行政側も耐えられないような状態になっていますし、福祉はどんどん膨らんで、収縮がものすごくまた問題になってくるといふような今の現状、すべての制度がそうだと思うんです。

委員長

そしたらですね、今までいろいろご意見を出していただいて、この制度に対する我々の認識も深まりましたし、それから現実的な対応として新しいいろいろな視角からのご意見なんかも出されていると思うんですね。で、いずれにいたしましても制度の見直しということでございますか

ら、もう少し意見交換をしていくということからはじめましょうか。

それでは、事務局からのご説明につきましてはこのへんでよろしゅうございますかね。ご説明に基づく質問なり意見交換は。

委員

次回どういうふうに進められるのかですけども、もちろんフリートークでなければ、それぞれのせつかく委員が代表して、おいでいただいているんですからあれですけども、進んでいく上においてですね、事務的な過程において、じゃ市がどういう方向を目指しているんだということぐらいの説明は、僕はあっても然りだと思っんですけども。それに対してわれわれはどういう考え方だということに、委員さんがおっしゃられたようなお考え方、みなさんの考え方をおっしゃっていただいて、まとめていただいたらいいわけですのでね。なかなか全体でこの議題が多すぎてですね、大きすぎてなかなか絞った話に、今日はまあ初めての会ですのでこれでいいですけども、同じようにひとつ何かのものをもう少しずつ詰めていけるような形の、あわてて結論出す必要はないわけですけども、自由にご発言いただいてですけども、それを話題として進めていけるような、そういう議題を市から資料をいただいて、説明をいただいたほうがより効果的な審議につながるのではないかと思うんですが。

委員長

それでは、今の委員のご意見も踏まえまして、これからのスケジュールについてご説明いただけますか。

長寿福祉課長

よろしゅうございますでしょうか、お手元の制度検討委員会スケジュール案になってございます。今日委嘱式と第1回の委員会を開いていただきました。7月に第2回目の委員会、これは計画でございますので、このとおりということではございません。9月に第3回目の委員会。この間に9月の半ばごろからアンケート調査を実施させていただきたい。この結果がまとまりますのが10月の末頃になりますので、これを受けて11月に第4回目の委員会を開いていただいて、議会への報告等もございますので12月に第5回目の委員会というのが今のところ委員会のスケジュール、これ5回までになってますけども、回数はもう1回開くとかそういうことはもちろん可能でございます。一応スケジュール的には以上のような計画で考えさせていただいております。

委員長

今の説明に何か

委員

この予定ということなんですけども、最終的には5回、6回である程度私たちの意見をまとめるということになるのでしょうか。ということは、それまでアンケートもされるということは、もう2回目くらいである程度結論が出てしまって、アンケート出て、そしたらまたなにしようかというような、でもいかんと思うんですけれども。たとえば2回目でもいよいよ議論されて、最終的に4回5回でまとめていくか、何かそういうふうなお考えで進められるのか、どうされるのかなと、お聞きしたいんですけど。

長寿社会室長

2回目の、次の委員会なんですけども、この委員会の中ではアンケートの項目とかにつきましても委員さんの中で諮ってもらいまして、やっていっていただいたらと考えております。

委員長

アンケート項目の検討の中で、委員のお考えなり意見も反映されていくということですね。

長寿社会室長

事前に、こちらでアンケート項目のたたき台も作らせていただいて、それを見ていただいたらもっとこんなことも聞いたらどうかとか、項目自体も、それを受けましてアンケート調査に入らせていただいたらと考えております。

委員長

市長のお考えも、市民の方々にご理解ご支持が得られて持続可能な制度ということでございますので、その中でいろいろ委員さん方からのご意見も反させたアンケート項目を作っていくというんですかね。それで、アンケート結果を見た上でまた議論して案を絞っていくということですか。

委員

今日初めて来させていただいて、持続可能としていくためには絶対負担が必要だというのは、今のままは行かれへんということですよ。だからその負担が、できるだけ公平な負担になるような限度を決めるというかな、そういうあれなのかなと思って理解しているんですけど、どうなんでしょうか。持続していくためには何らかの負担がもう避けられないというのか。それがあって、そのためにどうしたらよいか、その話し合いでしょうか。そのために、今出てきた公平でなかったらいけないとか、いろんな、まあ現実の世界には格差があるとか、そこらへん、ね。それが、今まで出てきた3万円が限度でよいのか、2,000円の負担なのか、5,000円なのか、6,000円

なのかという具体的なことが、これからの話し合いでは出てくるようになるんですね。

委員

負担金に関しては、アンケートの中に織り込んで…。その言い回しとかそんなのはやっぱり検討すべきとか。

委員

言われていたのかわかりませんが、負担金はもう、要はこのバスカードはいらぬという方は負担はいらぬということですね。

委員

電車のほうが便利いいという人はね。いらぬわね。

委員

もしさっき言われた一人1万円ずつ渡すとなったら、要らぬ人ももらうということですね。

委員

たぶん、使われる方と使われない方が極端でしょうね。ということは、使われる方はたとえば3万円でしたら、3万円くらいはどんどん使われる方であり、それを仮にたとえ、5,000円、1万円であっても申し込まれるというか利用されるということになる、それはアンケート次第じゃないかと。

保健福祉部長

委員がおっしゃったようなことを私どもが言いますと誘導するみたいなので、そういう理解をされると困るんですが、大事なことをおっしゃったんですが、たとえばさっき他の市の報告がありました、たとえば一律に年間これでどうぞと渡した場合はどんな負担かということもケースとしてあり得ますのでそういうことも踏まえてご議論いただきたいと思います。負担金の多寡にこだわるのではなくて、ない場合もありますよと、負担金今のままで行く、あるいはもっと増やせというの、選択肢としてはございますので。

委員

いくつかの選択肢を決めていかないといけないですよ、具体的に。だから、今日お話を聞いた中でも負担金は出して限度なしに使えるという方法もあれば、3万円という限度を決められて、その中であれば自由に使えるというのもあるし、負担金を少なくして何ぼまでという方法もあるというの、いくつかありましたよね、他の中核市のところで。どういう方法かというのを具体的に出していかないと、まとまっていくのはなかなか難しくなってくるんですね。それは、でもアンケ

ートであるんですか、アンケート見たことないので、高齢者にまだなっていないので。

保健福祉部長

そうしましたら、さきほど委員さんからお話があったんですけれども、他の市を参考に、ひとつの方法としては事務局で作るというのもひとつの方法だとは思っています。時期とかも含めてご相談いただきたいと思います。

委員

より前へ進めようと思ったら、漠然として抽象的だし、討議ばかり重ねても前へ進みませんのでね。だから、市から提案されたものについては、賛成いや反対、いやもっとこんな方法もあるんじゃないかという討議になるようなね、資料を出していただいたらと思うんですけどね。

委員

これ、スケジュールですけども、規約では報告したらそれでこの役目終わりということなんですけども、いつ頃までにという納期は。いやもう2年かかってもええというのか来年3月の議会に出すので、それまでに何とか検討期間も入れて出してくれと言わはるのか、12月から消えてますけれども。

保健福祉部長

さきほど資料にもございましたが、18年3月にもいったん提案させていただいて撤回、それから今年の3月にも撤回したと、今の私どもとしては、できたら来年の3月にも、3月になるのかももう少し早くということは別にしまして、そうしないと予算的な絡みで、新しい制度が仮にすばらしいのができても、予算というのが必要になってきますので、それに対応しようと考えれば、やっぱり少なくとも年内、めどといたしましては。

委員長

3月議会に提案したいと。

保健福祉部長

それ言い出しますと、3月にできますという話になって、まだもう少し事前に全容がつかめないと、予算措置も必要がありますので。

委員

18年も19年も申し出されてだめやったと、それは議会がだめということやったんですよ。理由というのはどうなんでしょう。

政策監

やっぱり制度改正に、要は、実績もない、さきほどおっしゃったように。実績もないのと市民にまだうかがえてないでしょうという意見。だからそういうことで、今回実績もとらせていただく、こういう委員会も開かせていただく、アンケートもとらせていただくということで声も聞くという形でやらせていただくという形なんです。ただ、それにしても3月議会で、そしたらその結果出たんで、こうですと言って、そしたら議会で審議する時間がぜんぜんないやないかという声もまた出てくると思うんです。そういうことで、今、部長が申しあげましたように、できるだけ早く前倒しで出せていけたらなと、最終の場合は当然3月議会なんですけど、その前段階で、今はたとえば検討、ここはこういうことですにしろ、ちょっとでも出していけたらなと。そしたらその中で議会側も当然意見出てくると思いますし、そういう手続きのところを考えていったら、5回目くらいのこの時期くらいに何らかの方向性がほしいなということだと思うんです。

委員長

そしたら、本日委員さん方から出されました、さまざまな意見を踏まえていただいて、何らかのたたき台を事務局のほうからしていただくと、そういうふうにいたしましょうか。

それでよろしいですか。

保健福祉部長

さきほど、津山政策監のほうから話しが出たんですけども、私どもを担当する議会の常任委員会というものがございまして、厚生委員会というのがございます。できましたら、今後の日程にも影響してくるんですが、今日委員会開催していただいた、あとできましたらもう1度くらい、7月中くらいにはできましたらおねがい出来ると、基本的には8月の7日くらいに厚生委員会が予定されておりますので、そこでも議論の内容なり説明させていただけるのかなというふうには思っております。

委員長

それでは、7月中にもう1度というようなことで、私の都合で恐縮でございますが、7月20日午前10時から、あるいは27日の午前10時からというのはいかがでしょうか。

委員

私は結構です

委員

私は27日のほうがありがたい。

委員

僕は27のほうが

委員

私も27のほうが。

委員長

よろしいですか27で。

委員長

それでは、次回は7月27日の午前10時からということでよろしくお願ひ申し上げます。

他に何かございますでしょうか。

それでは、本日は第1回の会議ということで、しかも大変これは重たい課題で、委員さん方の役割も大変でございますが、またよろしくお願ひ申し上げます。今日はこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

(ありがとうございましたの声)

第1回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録署名人

委員長(議長) 間 哲 朗

署名人 中 川 伸 二

署名人 村 田 伊 代 子